地域決定型地方税特例措置（わがまち特例：経過措置）

1．廃止及び統合されたわがまち特例（記載の取得時期以外に取得された場合は特例の対象になりません。）　　令和5年7月1日現在

No.	市税条例条項	対象施設等・税目	根拠法令	特例割合	対象取得期間	適用期間	備考
1	（旧）附則第10条の2第20項	新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産 固定資産税（家屋・償却資産）	地方税法附則第64条	零	2021年（令和3年）4月1日～ 2023年（令和5年）3月31日	適用された年度から３年度分	市税条例（旧）附則第10条の2第17項と市税条例（旧）附則第10条の2第20項を統合（令和3年3月専決）

※令和5年1月2日から令和5年3月31日までに取得した場合において令和6年度以降の固定資産税等の特例割合の対象となります。